

[事案 2019-56] 転換契約無効請求

・令和元年 10 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

転換であることを知らなかったことを理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 2 年 12 月に契約した終身保険について、平成 12 年 3 月に終身移行保険に転換し、平成 18 年 12 月にも終身移行保険に転換した。しかし、平成 12 年 3 月の転換時、募集人に対して、保険料が希望の範囲内に収まるのであれば、終身保険に付加された医療特約の保障額を増額したいと伝えたところ、募集人から、契約転換であるとの説明をされずに、条件に合う商品であると説明されたので、同じ商品であると誤信して、申込書記載の契約内容は確認せずに手続きを行ったため、平成 12 年 3 月の転換を無効として、終身保険に戻してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由等により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、下取りという言葉を使用して平成 12 年 3 月の契約転換について適切に説明している。
- (2) 設計書や重要事項のお知らせの記載から、契約転換であることは明らかである。
- (3) 平成 12 年 3 月の転換後契約は、申立人の希望通り医療保障が充実化されており、合理性がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が平成 12 年 3 月の契約を転換ではないと誤信していたとは認められず、また、募集人の説明不十分も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。